

いのち支える青森県自殺対策計画（第2期）の概要

1 計画策定の趣旨

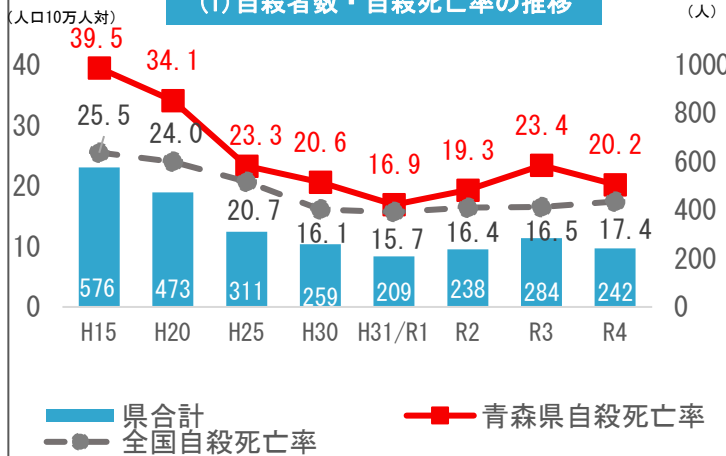
- 位置づけ：自殺対策基本法第13条に定める都道府県計画
- 計画期間：令和6年度～令和11年度（6年間）
- 基本理念：誰も自殺に追い込まれることのない青森県の実現

目標値：**自殺死亡率12.8以下**（R11）

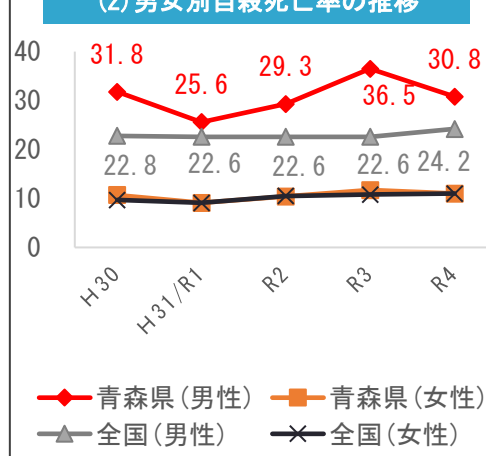
※自殺死亡率：人口10万人あたりの自殺者数

2 現状

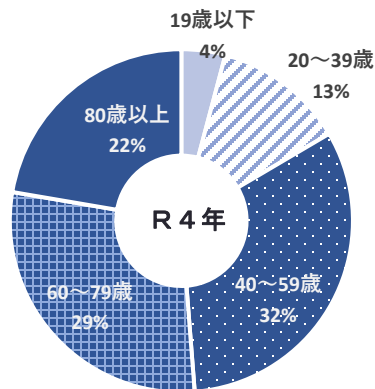
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移



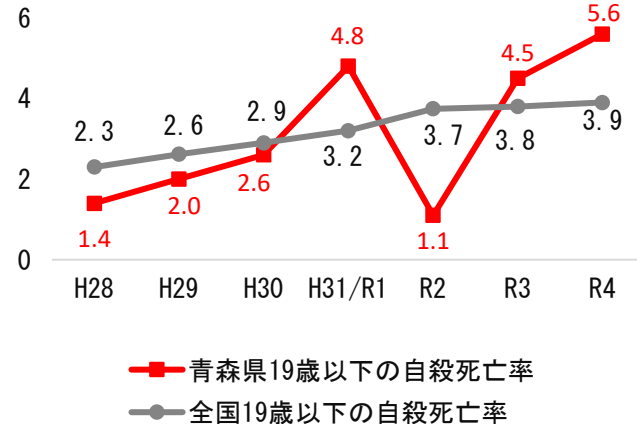
(2) 男女別自殺死亡率の推移



(3) 自殺者年代別割合



(4) 19歳以下の自殺死亡率の推移



3 第1期計画の評価と課題

- ・第1期計画の評価として、R4年時点では自殺死亡率の目標値16.6を未達成であることから、さらなる自殺死亡率減少に向けた取組を要する。
- ・男性の自殺死亡率が高く、また、自殺の最も多い年代が40歳～59歳であることから、この年代に対しての重点的な取組を要する。
- ・本県の19歳以下の自殺者は少ないことから、子ども・若者に対して引き続き重点的な対策を要する。

4 第2期計画のポイント

- ・目標値を自殺死亡率12.8以下に設定。
- ・第1期計画を引き継ぎ自殺対策推進のための基盤的な取組を「基本施策」、本県の現状を踏まえ重点的に取り組むべき対象者への施策を「重点施策」として設定。
- ・基本施策に新たに、「女性に対する支援の強化」を追加して取組を推進する。
- ・重点施策は第1期計画の4つの項目を継続し、取組を推進する。

5 進行管理と評価

- ・計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを推進。
- ・知事をトップとする庁内の推進体制を構築し、全庁的に計画の進捗状況を点検、評価する。
- ・外部有識者等で構成する「青森県自殺対策連絡協議会」から、毎年度、計画の進捗に関する意見を伺うなど、多様な機関と連携して計画の着実な推進を図る。

基本施策

国の方針（自殺総合対策大綱）を踏まえた
自殺対策を推進するための本県の基盤的な取組

1 市町村等への持続的支援

地域の特性に応じた自殺対策を推進する市町村への支援（データ分析や困難事例等に対する連携等）

2 地域におけるネットワークの拡大

県全体及び二次保健医療圏ごとの多様な関係者との連携及び情報共有の推進

3 自殺対策を支える人材の育成

様々な職種を対象としたゲートキーパーの養成継続と官民横断的な自殺対策教育や研修等の実施

4 住民への啓発と周知

「誰にでも起こり得る危機」である自殺への誤った認識と偏見の払拭と「助けを求める」ことへの理解促進

5 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因」の増加による社会全体の自殺リスクの低下を図る取組の推進

6 児童生徒等の自殺予防に向けたこころの教育等の推進

援助希求行動を促す「SOSの出し方に関する教育」の推進と心理的な負担のある児童生徒へのこころのケアの支援

7 女性に対する支援の強化

困難かつ多様な課題を抱え支援を必要としている女性への相談体制の強化

重点施策

本県の自殺の特徴を踏まえて
重点的に取り組むべき対象者への施策

1 高齢者世代対策

高齢者特有の課題を踏まえながら、
多様な背景や価値観に対応した
支援の推進



2 働き盛り世代対策

事業者への労働問題や関係法令等の
周知等と職場におけるメンタルヘル
ス対策の推進



3 こども・若者世代対策

市町村、学校、家庭、地域社会等が
連携した相談支援体制の構築とSNSに
よる相談体制等の若者向けの支援の
充実



4 生活困窮者対策

複合的な問題を抱えている生活困窮
者の自立に向けた包括的支援を実施



生きる支援関連施策

生きることを支える庁内外のすべての取組